平成２８年（フ）第１１８号
三重県鈴鹿市算所町1232番地の２
債務者　恩田　　勲
1　決定年月日時　平成28年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第７３号
滋賀県東近江市八日市緑町30番20号ハイツウッディ201号室、前住所京都市伏見区久我石原町９番地25三弘マンション201号
債務者　土井　俊平
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第８６号
滋賀県犬上郡甲良町大字池寺1000番地18
債務者　山口　美里（旧姓北村）
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１０８号
滋賀県東近江市市子殿町743番地２　パリオスール　205号室
債務者　木下　　悟
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第４５９号
京都市上京区椹木町通油小路西入西山崎町246番地２階３階
債務者　樋口　加奈
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６５９号
京都市下京区小坂町17番地６
債務者　**廣**川　幸男
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６６２号
京都市下京区西木屋町通上ノ口下る梅湊町95番地　朝日プラザ高瀬川413
債務者　井上　貴夫
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６６５号
京都市中京区壬生坊城町48番地３　壬生坊城第２団地２棟1003号
債務者　鈴木　雅仁
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１２５号
兵庫県高砂市今市２丁目11番４号、従前の住所兵庫県高砂市竜山１丁目16番９号
債務者　神澤　尚美
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２３２号
兵庫県加古川市加古川町木村509番地　加古川西団地16―504号
債務者　春名　隆宣
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２６７号
兵庫県姫路市飾磨区加茂174番地　メゾン釜池Ｂ―202
債務者　海原　輝吉
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２７５号
兵庫県神崎郡福崎町西田原1858番地11
債務者　岩崎　弘子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２７８号
兵庫県神崎郡福崎町馬田15番地１　ノイ・クレアーレ107号、従前の住所兵庫県神崎郡福崎町山崎512番地５
債務者　西山みよ子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１５６号
奈良市東九条町834番地の１　16―503号
債務者　南本　仁子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１７２号
奈良県生駒郡斑鳩町五百井１丁目９番14号
債務者　佐野　裕子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１８９号
奈良県天理市柳本町861番地１　エピーメロン103号
債務者　乾　　晴恵
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１１号
鳥取県東伯郡北栄町田井73番地２　ウエストリバービレッジ１―Ｃ（旧住所　鳥取県鳥取市南安長１丁目17番23号　メゾニティいなばＡ―101号）
債務者　出井　一也
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部